

前橋市立図書館設置条例の改正について（議案第132号）

図書館

1 改正の理由

永明公民館の停本所を本市の図書館の分館とするため、所要の改正を行う。

2 内容

図書館の分館として、次のとおり加える。

名 称	位 置
前橋市立図書館永明分館	前橋市上大島町930番地

3 施行期日

令和4年5月16日